

喬木村人工透析患者等通院交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、じん臓機能に障害を有する者(以下「じん臓機能障害者」という。)の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、じん臓機能障害者が人工透析療法等による医療の給付を受ける目的で医療機関に通院した際の通院に要した交通費(以下「通院交通費」という。)に対し、喬木村補助金等交付規則(昭和45年9月5日規則第14号)及びこの要綱に基づき補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関 じん臓機能障害者が、現に人工透析療法等による医療の給付を受けた医療機関をいう。

(2) 通院距離 じん臓機能障害者の住所又は居所から医療機関までの最も合理的かつ経済的と認められる経路の長さ(小数第一位までのキロメートルで表示した長さとし、小数第二位以下を切り捨てるものとする。)をいう。

(3) 対象者 次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。

ア じん臓の機能の障害により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第99条第4項に規定する特定疾病療養受療証の交付を受けている者

イ 申請を行う日(以下「申請日」という。)において喬木村内に1年以上住所を有する者

(補助の実施)

第3条 村長は、対象者に対して、通院交通費を予算の範囲内で補助する。

2 補助を行う額は、通院距離に医療機関に通院した日数を乗じて得た数に、

地域福祉総合助成金交付事業実施要綱(平成21年3月24日付け20地福第558号。この項において「支援事業実施要領」という。)第4の(2)の別添2「障がい者支援事業実施要領」第1の3の長野県が定める1リットル当りのガソリン単価の額(申請日の属する年度に応じ、当該年度の支援事業実施要領の適用のために長野県が定めた額を用いるものとする。以下「ガソリン単価額」という。)の10分の1の額を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した補助額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第4条 補助金の支給を受けようとする者は、喬木村人工透析患者等通院交通費補助事業支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、特定疾病療養受療証又は身体障害者手帳の写しを添えて村長に提出するものとする。通院回数については、喬木村人工透析患者等通院報告書(様式第2号。次項において「通院報告書」という。)において確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通院報告書に代えて医療機関が発行する当該医療機関で人工透析療法等による医療の給付を受けた日を証明する文書を提出する場合は、通院報告書の提出を省略できるものとする。

(支給の決定及び補助金額の確定)

第5条 村長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金支給の可否を決定し、及び補助金を支給すると決定した場合には補助金の額を確定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(支給期日)

第6条 補助金の支給期日及び支給方法については、別に定める。

(補助金の返還)

第7条 村長は、対象者が偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたと認めるときは、その者から既に支給を行った額の一部又は全部を返還させ

ることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。